

「赤川水系河川整備学識者懇談会」に関する公開方法（案）

１．会議の公開

- （１）会議、会議資料、議事概要は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。
- （２）前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

２．議事概要

赤川水系河川整備学識者懇談会の議事について、事務局が議事概要を作成するものとする。

３．公開の方法

- （１）会議資料及び議事概要は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。
- （２）閲覧場所は下記のとおりとする。
 - 国土交通省
 - ・酒田河川国道事務所
 - ・酒田河川国道事務所 赤川出張所
 - ・新庄河川事務所 赤川砂防出張所
 - ・月山ダム管理所
 - 山形県
 - ・土木部河川砂防課
 - ・庄内総合支庁建設部河川砂防課

「赤川水系河川整備学識者懇談会」に関する傍聴規定（案）

1. 「赤川水系河川整備学識者懇談会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、懇談会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他、懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。